

のしるの国保

発行 能代市 市民福祉部 市民保険課 電話 89-2166

国民健康保険税の納税通知書を発送します

令和8年度国保税の納税通知書を7月10日付けで世帯主あてに発送いたします。世帯主が国保加入者でない場合でも、同じ世帯に加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送られます。納税通知書がお手元に届かない場合や、内容についてご不明な点がございましたら、税務課市民国保税係（☎89-2126）までご連絡ください。

子ども・子育て支援金制度が始まります

子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、社会全体で応援する仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。全ての世代や企業の皆さまが拠出するもので、医療保険の保険料とあわせて徴収されます。

子ども・子育て支援金は次の6つの事業に充てられます。

- ①児童手当 ②妊婦のための支援給付 ③こども誰でも通園制度 ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業給付 ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

(Q&A)

Q. 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A. これまでの国保税と同様に低所得の方に対する軽減措置を設けています。

Q. なぜ独身や高齢者も支払うの？

A. 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来の社会保障の担い手になるため、独身者や高齢者も含む全ての世代や企業の皆さまから拠出することとなっています。



こども家庭庁
ホームページ

令和8年度の国保税について

新しく「子ども・子育て支援納付金分」が追加され、課税限度額が3万円と定められました。また医療分は66万円から67万円へ引き上げられました。

課税限度額は、社会保険など他の保険とのバランスを考慮した引き上げとなっています。皆さまには、国保財政の健全な運営のためにご理解をお願いいたします。

年間国保税額	=	医療分	+	後期高齢者 支援金等分	+	介護分 (40~64歳の人のみ)	+	[新]子ども・子育て 支援納付金分																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">所得割 <small>(加入者1人ごとに計算して合算)</small></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">均等割(1人あたり)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18歳以上均等割 <small>(18歳以上1人あたり)</small></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">平等割(1世帯あたり)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">課税限度額</td></tr> </table>	所得割 <small>(加入者1人ごとに計算して合算)</small>	均等割(1人あたり)	18歳以上均等割 <small>(18歳以上1人あたり)</small>	平等割(1世帯あたり)	課税限度額		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(前年の所得-43万) ×7.45%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17,300円×加入者数</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20,700円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">670,000円</td></tr> </table>	(前年の所得-43万) ×7.45%	17,300円×加入者数	—	20,700円	670,000円		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(前年の所得-43万) ×2.88%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,600円×加入者数</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">260,000円</td></tr> </table>	(前年の所得-43万) ×2.88%	6,600円×加入者数	—	8,000円	260,000円		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(前年の所得-43万) ×1.93%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,800円×加入者数</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">170,000円</td></tr> </table>	(前年の所得-43万) ×1.93%	5,800円×加入者数	—	5,100円	170,000円		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(前年の所得-43万) ×0.28%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">700円×加入者数</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40円×18歳以上の 加入者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30,000円</td></tr> </table>	(前年の所得-43万) ×0.28%	700円×加入者数	40円×18歳以上の 加入者	1,400円	30,000円
所得割 <small>(加入者1人ごとに計算して合算)</small>																																	
均等割(1人あたり)																																	
18歳以上均等割 <small>(18歳以上1人あたり)</small>																																	
平等割(1世帯あたり)																																	
課税限度額																																	
(前年の所得-43万) ×7.45%																																	
17,300円×加入者数																																	
—																																	
20,700円																																	
670,000円																																	
(前年の所得-43万) ×2.88%																																	
6,600円×加入者数																																	
—																																	
8,000円																																	
260,000円																																	
(前年の所得-43万) ×1.93%																																	
5,800円×加入者数																																	
—																																	
5,100円																																	
170,000円																																	
(前年の所得-43万) ×0.28%																																	
700円×加入者数																																	
40円×18歳以上の 加入者																																	
1,400円																																	
30,000円																																	

※高校生年代までのこどもの子ども・子育て支援納付金分の均等割は、全額軽減されます。

国保税の軽減基準が緩和されました

国保税には、世帯主と国保加入者等の軽減判定用所得が基準を下回る世帯について、均等割、平等割の金額を軽減（7割・5割・2割）する制度があります。経済動向などを踏まえ、軽減基準が下記のとおり緩和されました。

※未申告の方が世帯にいと、軽減制度に該当しません。

前年中の軽減判定用所得が下記の金額以下の世帯		軽減割合
令和7年度	令和8年度	
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +30.5万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +31万円×(世帯内の被保険者数)	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +56万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +57万円×(世帯内の被保険者数)	2割

詳しい計算方法については、能代市のホームページをご覧ください。か、税務課市民国保税係（☎89-2126）までお問い合わせください。

国保税の納付方法について

国保税は、特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書か口座振替）で納めていただきます。納付方法については、7月にお送りする納税通知書に記載されておりますので、必ずご確認ください。

特別徴収：偶数月ごとに年金から天引きして徴収します。

普通徴収：1年分を7月から9回に分けて納めていただきます。

普通徴収の方は

【口座振替がおすすめです】

納付を口座振替にすることで、国保税の納め忘れを防ぐことができます。

キャッシュカードで口座振替の登録ができるペイジー口座振替受付サービス（秋田県信用組合、秋田やまもと農業協同組合を除く）も可能です。

詳しくは、能代市のホームページをご覧ください。か、税務課収納対策室（☎89-2128）までお問い合わせください。

納付書での納付場所は下記のとおりです。

● **コンビニ、スマホ決済アプリ、MMK設置店**（詳しくは、納付書の裏面をご確認ください。）

● **金融機関等**

○ 下記金融機関の本店・支店

秋田銀行、北都銀行、青森みちのく銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合、東北労働金庫、あきた白神農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合

○ ゆうちょ銀行又は郵便局

○ 全国の地方税統一QR対応金融機関（右記QRコードからご確認ください。）

● **能代市役所**

本庁 会計課（③番窓口）、二ツ井地域局 総務企画課（⑧番窓口）、富根出張所

平日 午前8時30分～午後5時15分

市民サービスセンター（イオン能代店3階）

平日 午前11時～午後6時30分 土日祝 午前9時30分～午後5時



リンク先は
「地方税お支払いサイト」

※コンビニ、スマホ決済アプリ、郵便局で納付した分を市が確認できるまで1週間程度かかります。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、納付書で納付し、必ず「領収書」を持参の上、証明書発行窓口にご提示ください。

納付が困難となる場合は早めにご相談を!!

国保税の納付が困難となったときは、納期をさらに分割できる場合がありますので、お早めに納税相談していただきますようお願いいたします。

また、特別な事情等がある場合には、申請すると減免が認められることもあります。

減免の申請をする方は、添付書類とともに納期の7日前までに申請してください。(納期未到来分のものが対象です。)

【問い合わせ先】

納 税 相 談	税務課収納対策室 (24②⑤番窓口)	☎89-2128
	二ツ井地域局総務企画課 (8番窓口)	☎73-2112
減 免 申 請	税務課市民国保税係 (26番窓口)	☎89-2126
	二ツ井地域局総務企画課 (8番窓口)	☎73-2112

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書を交付いたします

マイナ保険証をお持ちでない方には、令和8年7月31日が有効期限となっている資格確認書を交付しています。

新しい資格確認書は、国保に加入している家族全員の分を世帯主あてに7月下旬に郵送しますので、8月以降は医療機関の窓口へ新しい資格確認書を提示してください。

有効期限が過ぎた資格確認書は、ご自身で細かく切って破棄してください。

※資格確認書の有効期間は毎年8月1日～翌年7月31日となります。

以下に該当する方に対し、
資格確認書を交付します


- マイナンバーカードをお持ちでない方
- マイナンバーカードをお持ちの方で、健康保険証利用登録をしていない方
- 健康保険証利用登録を解除した方や、マイナンバーカードを返納した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方

資格確認書(イメージ)

秋 田 県 有効期限 令和 9年 7月31日
 国民健康保険 発行期日 令和 8年 8月 1日
 資格確認書 番 号 12345678 (枝番)01

氏 名 能代 太郎 性 別 男
 生 年 月 日 平成18年 3月21日 負担割合 2割
 適用開始年月日 令和 3年12月 1日
 交付年月日 令和 8年 8月 1日
 世帯主氏名 能代 太郎
 住 所 能代市上町1番3号

保険者番号 050187 交付者名 能代市



70歳以上の方は負担割合が記載されております。

【資格確認書がお手元に届いたら】

記載内容をご確認ください。

- 国民健康保険の資格情報
氏名、被保険者番号・枝番などが記載されています。
- 有効期限
基本的に令和9年7月31日までとなりますが、年齢等により異なります。
- 一部負担金の割合 (70歳以上の方のみ)
一般：2割 現役並み所得者 (住民税課税所得145万円以上)：3割
- 資格確認書の裏面に臓器提供意思表示欄があります。
意思表示は任意ですが、記入する、しないにかかわらず、資格確認書の台紙裏面の情報保護シール (青色) を貼り付けてご使用ください。

マイナ保険証をお持ちの方へ 資格情報のお知らせを交付いたします

イメージ

**失くさないよう
大切に管理
してください**
方が一失くして
しまった場合は、
市民保険課へ
お問い合わせ
ください。

お手元に届いたら……

まずは記載内容をご確認ください

1 国民健康保険の資格情報

氏名、被保険者番号・枝番などが記載されています。

2 マイナポータルにアクセスするための二次元コード



マイナポータルの資格情報画面でも確認・代用できます。

マイナポータルにログインし、健康保険証をタップ。



資格情報画面が表示されます。なお、端末にダウンロードすることでログインせずに提示できます。

016-8501
秋田県能代市上町1-3

能代 太郎 様

令和8年8月

(お問い合わせ先)

016-8501
秋田県能代市上町
市民保険課国民健康
0185-89-2166

資格情報のお知らせ

交付者名 : 能代市
保険者番号 : 050187

有効期限 令和9年7月31日

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号		番号	00000001 (枝番) 01
氏名	能代 太郎		
フリガナ	ノシロ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	2割		
発効期日	令和8年8月1日		
適用開始年月日	令和3年12月1日		
交付年月日	令和8年8月1日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

70歳以上の方は
負担割合が
記載されております。

資格情報のお知らせ
令和8年8月1日 発行
交付者 : 能代市
保険者番号 : 050187
有効期限 令和9年7月31日
記号 番号 00000001 (枝番) 01
氏名 能代 太郎
負担割合 2割 発効期日 令和8年8月1日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

切り取って
資格情報の
お知らせとして
使用できます!

※資格情報のお知らせだけでは受診できません。受診の際はマイナンバーカードを忘れずに!

限度額適用認定証について

申請のあった方に交付している限度額適用認定証は、令和8年7月31日が有効期限となっています。

更新のお知らせは通知しませんので、更新をご希望の方は市役所①～④番窓口で手続きをお願いいたします。

なお、マイナ保険証の方は、限度額の区分がマイナンバーカードに紐づけされているため、手続きは不要です。

※長期入院中(過去12ヶ月の入院日数が91日以上)の方は手続きが必要となります。